

GPS 安全性要約書

この GPS 安全性要約書は、化学産業界の自主的化学品管理の取組み (GPS: Global Product Strategy) に基づいて、当社が販売する化学製品のリスク評価結果に関する情報の概要を一般社会に提供するものです。

この文書は、ヒトの健康や環境への影響あるいはリスク評価の詳細等の専門的な情報を提供するものではありません。また、安全性データシート (SDS)、または化学品安全性報告書 (CSR) に代わるものではありません。本製品のお取り扱いに際しては、当社が発行する SDS をご確認ください。

記載内容は現時点で入手できる法令、資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、いかなる保証をなすものではありません。

製品名 (PRODUCT NAME)

過酸化水素水

製品の概要 (GENERAL STATEMENT)

過酸化水素水は無色透明で特有の刺激臭の液体です。主に、工業用に広く用いられています。

製造時や使用等では安全性データシート (SDS) に基づいた適切な保護具の着用、局所排気の適用が推奨されます。国内では作業環境許容濃度は設定されていないため、リスク評価で用いた指標などを参考に、必要に応じてばく露濃度を管理・制御することが推奨されます。作業責任者は、作業者に適切な保護具の選択や正しい使用方法、または作業現場の管理方法などの教育をすることが推奨されます。

また、適切な排水処理設備を設置し、環境への負荷を最小化するために漏洩防止策を講じるとともに、定期的な監視や設備の保守点検が推奨されます。

化学的特性 (CHEMICAL IDENTITY)

組成

名称	CAS RN.	官報公示 整理番号	含有量	備考
過酸化水素	7722-84-1	(1)-419	約 35-60%	

使用・用途と適用 (USES AND APPLICATIONS)

当社製品の主な用途	工業用の洗浄剤や漂白剤など
-----------	---------------

物理化学的特性 (PHYSICAL/CHEMICAL PROPERTIES)

外観 (物理的状态)	液体
------------	----

色	無色透明
臭気	特有の刺激臭
pH	0.9-1.9(60%)
比重(相対密度)	1.24(20/4°C)(60%)
融点/沸点	-55.5°C / 120°C(60%)
可燃性/引火性	なし(過酸化水素水自体は燃焼しないが、分解すると酸素ガス及び熱を発生し、支燃性を示す)
爆発範囲	なし(蒸気が空気と混ぜても爆発しない)
自然発火温度	なし(過酸化水素水自体は燃焼しないが、分解すると酸素ガス及び熱を発生し、支燃性を示す)
蒸気圧	1.95 kPa (30°C)(60%)
蒸気密度	知見なし
水溶解性	水と自由な割合で溶け合う
オクタノール-水分配係数	知見なし
分解温度	知見なし

ヒト健康影響 (HEALTH EFFECTS)

影響評価	結果 (GHS ^{*1} 危険有害性分類)
急性毒性(経口)	飲み込むと有害(区分 4)
急性毒性(吸入)	(気体)当該区分での分類の対象となっていない、一番低い区分とする十分な証拠が認められていない等(区分に該当しない ^{*2}) (蒸気)吸入すると有毒(区分 3) (粉じん)当該区分での分類の対象となっていない、一番低い区分とする十分な証拠が認められていない等(区分に該当しない ^{*2}) (ミスト)吸入すると有毒(区分 3)
急性毒性(経皮)	皮膚に接触すると有害(区分 4)
皮膚腐食性/刺激性	重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷(区分 1)
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	重篤な眼の損傷(区分 1)
呼吸器感受性	毒性報告の十分な情報はありません(分類できない ^{*2})
皮膚感受性	毒性報告の十分な情報はありません(分類できない ^{*2})
生殖細胞変異原性	毒性報告の十分な情報はありません(分類できない ^{*2})
発がん性	発がんのおそれの疑い(区分 2)
生殖毒性	毒性報告の十分な情報はありません(分類できない ^{*2})
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	呼吸器の障害(区分 1)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害(区分 1)
吸引性呼吸器有害性	毒性報告の十分な情報はありません(分類できない ^{*2})
備考	^{*1} GHS: Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals。世界的に調和されたルールに従い、化学品を危険有害性の種類と程度により分類するシステム。 ^{*2} 区分に該当しない: 分類を行うのに十分な情報が得られており、分類を行ってみたいところ GHS で規定する危険有害性区分において一番低い区分とする十分な証拠が認められなかった場合や、GHS で定義される物理的性質に該当しないため、当該区分での分類の対象となっていないものなど 分類できない: 分類の判断を行うためのデータが全く、または分類するに十分な程度に得

	られなかった場合
--	----------

環境影響 (ENVIRONMENTAL EFFECTS)

影響評価	結果(GHS ^{*1} 危険有害性分類)
水生環境有害性(急性)	水生生物に毒性(区分2)
水生環境有害性(慢性)	当該区分での分類の対象となっていない、一番低い区分とする十分な証拠が認められていない等(区分に該当しない ^{*2})
オゾン層への有害性	毒性報告の十分な情報はありませぬ(分類できない ^{*2})
備考	^{*1} GHS: Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals。世界的に調和されたルールに従い、化学品を危険有害性の種類と程度により分類するシステム。 ^{*2} 区分に該当しない: 分類を行うのに十分な情報が得られており、分類を行って見たところGHSで規定する危険有害性区分において一番低い区分とする十分な証拠が認められなかった場合や、GHSで定義される物理的性質に該当しないため、当該区分での分類の対象となっていないものなど 分類できない: 分類の判断を行うためのデータが全く、または分類するに十分な程度に得られなかった場合

環境動態	結果
環境中の移行性	水系からの揮発性は低く、土壌への吸着性も低いと推定される
生分解性	生分解しやすい
生物蓄積性	生物蓄積性は低いと推定される
PBT/vPvBの結論	PBT、vPvBに非該当である
備考	[*] PBT: Persistent, bioaccumulative and toxic(環境中に残留し、高い生物蓄積性と強い毒性を有する) ^{**} vPvB: very Persistent and very Bioaccumulative(環境中に非常に残留しやすく、非常に高い生物蓄積性を有する)

ばく露 (EXPOSURE)

作業員および消費者、環境へのばく露は、以下の取扱い時におこる可能性がある。

詳細	No.	当社製品の主な用途におけるばく露の可能性(ばく露経路)
作業員ばく露	1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ばく露の可能性がほとんど存在しない閉鎖系での作業に用いられ、作業員に対してほとんどばく露の可能性がない。 ・管理されたばく露のある閉鎖系・連続プロセスでの作業において、メンテナンス、サンプリングおよび装置故障の際等に、作業員への経皮・吸入ばく露の可能性がある ・閉鎖系バッチでの合成あるいは調合作業において、メンテナンス、サンプリングおよび装置故障の際等に、作業員への経皮・吸入ばく露の可能性がある。 ・ばく露の機会のあるバッチおよびその他のプロセスでの作業において、メンテナンス、サンプリング、充填、排出および装置故障の際等に、作業員への経皮・吸入ばく露の可能性がある。 ・専用設備での船舶/大容量コンテナへのもしくは船舶/大容量コンテナからの物質や調剤の移し替え作業において、蒸気/エアロゾルの発生、流出、装置の清掃等に伴い、作業員への経皮・吸入ばく露の可能性がある。

		<ul style="list-style-type: none"> ・流出を最小化するように設計された条件での小容量コンテナへの物質や調剤の移し替え作業において、作業員への経皮・吸入ばく露の可能性はある。 ・気体分散技術、表面コーティング用スプレー、接着剤、研磨／清掃用、エアケア製品、サンドブラスト等の非工業用スプレー作業において、(エアロゾルの発生を伴う)作業員への経皮・吸入ばく露の可能性はある。 ・物質の染め込み、注ぎ込み、浸し込み、沁み込み、洗い落とし、洗い込み等の浸漬や注ぎ込みによる成形品の処理作業において、作業員への経皮・吸入ばく露の可能性はある。
消費者ばく露	2-1	消費者がばく露される可能性はほぼない
環境ばく露	3-1	産業における物質の製造工程や使用工程、専門業者による使用工程から、主に水環境へ放出される可能性がある
注意事項		他の用途におけるばく露の可能性がある場合、推奨するリスク管理措置を参考に適切な措置を実施してください

推奨するリスク管理措置 (RISK MANAGEMENT RECOMMENDATIONS)

詳細	No.	当社リスク評価結果に基づく推奨する管理措置
対作業員ばく露	1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての作業の際は、適切な保護具を着用する ・投入、混合、調合、反応、分離、使用の作業においては局所排気を適用する ・現在、国内では作業環境許容濃度は設定されていないため、リスク評価で用いた指標などを参考に、必要に応じてばく露濃度を管理・制御する。 ・作業責任者は、作業員に適切な保護具の選択や正しい使用方法、または作業現場の管理方法などの教育をする。
対消費者ばく露	2-1	消費者がばく露される可能性はほぼない
対環境ばく露	3-1	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な排水処理施設を設置する。 ・漏洩防止策を講じ、定期的な排出量の確認、日常管理、取り扱いに注意を払う。
その他取扱注意事項		熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざける
注意事項		・通常での取扱い、緊急時対応、廃棄時、輸送時の管理措置は、SDSの4, 5, 6, 7, 8, 13, 14項を参照して下さい

(注) No.は「ばく露」記載箇所にある、それぞれの「ばく露の可能性」に対する管理措置を記載している

法規制情報／分類・ラベル情報

(REGULATORY INFORMATION / CLASSIFICATION AND LABELLING INFORMATION)

法規制情報

法律	規制状況
労働安全衛生法	危険物 酸化性の物(令別表第1) 50kg 以上取り扱う設備は化学設備に該当し、設置の際には所轄労働基準監督署への届け出が必要。(法第88条)(除外規定あり) 法第57条 表示対象物質(過酸化水素)

	法第 57 条の 2 通知対象物質(過酸化水素) 安衛則第 594 条、皮膚障害物に該当(過酸化水素)
毒物及び劇物取締法	劇物(指定令第 2 条第 19 号)、包装等級 II 貯蔵、取扱には貯蔵場所への鍵の設備か堅固な柵の設置、事業所外への流出防止措置と事故時の届けで義務が課されている。(事故とは漏えい(洩)や流出事故と盗難や紛失事故をいう)(昭和 40 年 1 月 20 日付薬発第 8 号) 性質及び取り扱いに関する情報提供が必要(施行令第 40 条の 9)
化学物質排出把握管理促進法	適用なし
消防法	危険物第 6 類 酸化性液体 危険等級 I
化審法	優先評価化学物質(過酸化水素)
船舶安全法	危険物 酸化性物質類・酸化性物質(船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第 1) 容器等級 II
航空法	輸送禁止(法第 86 条、規則第 194 条)
海洋汚染防止法	(船舶バラ積輸送時)有害液体物質 (環境大臣が)Y 類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質
水質汚濁防止法	指定物質(法第 2 条第 4 項、施行令第 3 条の 3)(過酸化水素)
港則法	酸化性物質(法 21 条第 2 項、則第 12 条) (港則法施行令規則の危険物を定める告示) 危険物を積載した船舶が特定港に入港する時、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。
道路法	危険物(令第 19 条の 13) 道路管理者(日本道路公団等)がトンネルごとに危険物の種類、積載方法等について公示しており、通行が制限されている。(規則第 4 条の 10、危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれにトンネルの通行の禁止又は制限の公示)

GHS 分類情報

ハザード項目	分類結果(危険有害性情報)
酸化性液体	区分 2
急性毒性(経口)	区分 4
急性毒性(吸入)	(気体)区分に該当しない (蒸気)区分 3 (粉じん)区分に該当しない (ミスト)区分 3
急性毒性(経皮)	区分 4
皮膚腐食性/刺激性	区分 1
眼に対する重篤な損傷性/ 眼刺激性	区分 1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	区分 2
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器毒性	区分 1(呼吸器)

(単回ばく露)	
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分1(呼吸器)
吸引性呼吸器有害性	分類できない
水生環境有害性(急性)	区分2
水生環境有害性(慢性)	区分に該当しない
オゾン層への有害性	分類できない

ラベル情報

絵表示またはシンボル	
注意喚起語	危険
危険有害性情報	<ul style="list-style-type: none"> ・火災助長のおそれ: 酸化性物質 ・飲み込むと有害 ・皮膚に接触すると有害 ・吸入すると有毒 ・重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 ・発がんのおそれの疑い ・呼吸器の障害 ・長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害 ・水生生物に毒性
注意書き	<p>使用前に本安全データシート(SDS)に記載された全ての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。</p> <p>【予防策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。 ・衣類/可燃物から遠ざけること。 ・可燃物と混合を回避するために予防策をとること。 ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。 ・ミスト/蒸気を吸入しないこと。 ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 ・取扱い後は手/顔をよく洗うこと。 ・環境への放出を避けること。 ・異物(アルカリ、重金属、有機物、ゴミ等)を混入させないこと。 ・いったん容器から出したものは、元の容器へ戻さないこと。 ・使用後は直ちに専用栓で封をすること。 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。 ・皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。 ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を

	<p>続けること。直ちに医師に連絡すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。 ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。 ・気分が悪いときは、医師に連絡すること。 ・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。 ・可燃物(木材、布類、紙等)に付着した場合には水で十分に洗い流すこと <p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施錠して保管すること。 ・日光から遮断し涼しい所/換気の良い場所で、可燃物から離して保管すること。 <p>【廃棄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容物/容器を廃掃法などの法規則に従って廃棄すること。 ・内容物は多量の水で充分希釈してから、亜硫酸ナトリウム等の還元剤あるいは金属類等と徐々に反応させ分解させた後、水濁法などに従って排水すること。(詳細はお問合せ下さい。)
GHS 分類に該当しない 他の危険有害性	異物が混入すると酸素ガス及び熱が発生し、容器破損と過酸化水素飛散のおそれ

出典 (REFERENCES)

三菱ガス化学株式会社(2019)GPS/JIPS 対応リスク評価
三菱ガス化学株式会社作成 SDS(改訂日 2019年11月26日)

連絡先 (CONTACT INFORMATION WITHIN COMPANY)

会社名	三菱ガス化学株式会社
住所	東京都千代田区丸の内2-5-2
担当部門・担当者	機能化学品カンパニー 無機化学品事業部
電話番号/FAX 番号	(03)3283-4759/(03)3287-2643

発行・改訂日 (DATE OF ISSUE / REVISION) その他の情報 (ADDITIONAL INFORMATION)

初版：2020年1月10日発行
改訂：

改訂日	項目	改訂箇所	版

特記事項：
なし